

## 平成 25 年度いじめの対応状況について

### 1 調査目的

区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。

### 2 調査方法

#### (1) 調査方法 ① 12月追調査

9月に実施した「平成25年度いじめ等に関するアンケート調査」により認知されたいじめについて、平成25年12月25日現在で、その後の対応状況を追跡調査する。

#### ②いじめの発生状況調査

9月に実施した「平成25年度いじめ等に関するアンケート調査」により認知されたいじめ以外で、学校が認知されたいじめについて平成25年12月25日現在で調査する。

(2) 調査対象 小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒・保護者

(3) 調査対象期間 平成25年10月1日から平成25年12月25日まで

### 3 調査結果

#### (1) 12月追調査（9月アンケート調査の追調査）

	9月アンケート調査			12月追調査	
	① いじめの認知 件数 (件)	② ①のうち解消 したもの (件)	③ 指導を継続中(件) 解消率 (%)	④ ③のうち解消 したもの (件)	⑤ 指導を継続中(件) 解消率 (%)
小学校	91	50	41 54.9	31	10 89.0
中学校	45	17	28 37.6	22	6 86.7

$$\textcircled{3} = \textcircled{1} - \textcircled{2}$$

$$\textcircled{5} = \textcircled{3} - \textcircled{4}$$

#### (2) いじめの発生状況調査（9月アンケート調査以降に新たに認知されたいじめ）

	12月発生状況調査		
	⑥ いじめの認知 件数 (件)	⑦ ⑥のうち解消 したもの (件)	⑧ 指導を継続中(件) 解消率 (%)
小学校	13	7	6 53.8
中学校	12	2	10 16.7

$$\textcircled{8} = \textcircled{6} - \textcircled{7}$$

### 4 調査結果の分析

- ・小・中学校ともに、継続的に対応してきた結果、8割以上のいじめについて解消することができた。
- ・依然として解決に至らない案件は、悪口、暴力、無視・仲間外れ等の態様が多い。児童・生徒の言動に、規範意識が求められる。
- ・新たに認知されたいじめは、継続案件と同様に、悪口、からかい等の態様が多い。
- ・追調査においても発生状況調査においても、小学校より中学校の方が解消するのに期間を要しており、いじめの態様が複雑化し、継続的な対応が必要であることが分かる。

## 5 今後の取組

いじめの防止及び解決に対して、早期発見、早期対応が組織的に行われることが重要であるが、発生したいじめに対しては継続的に対応することが求められる。

### (1) 早期発見

- ・学校においては、年に3回実施されるふれあい月間等を利用し、全ての児童・生徒の個別面談を実施し、児童・生徒が抱える問題の早期発見に努める。
- ・児童・生徒の状況について教職員間の情報共有を図るとともに、ボランティア等の協力を得て、児童・生徒の見守りを行う。

### (2) 早期対応

- ・学校においては、アンケート調査に上げられている継続中のいじめに対し、生活指導部会等を中心とし、スクールカウンセラーや心の教室相談員等を活用しながら組織的な体制を整えるとともに、警察や教育相談室等関係機関との連携を図り、早期の解消に向け指導を継続する。
- ・問題発生時に、学校の経営安定化や児童・生徒のケア等に当るため、必要に応じ教育管理職経験者、臨床心理士などの専門家を学校に派遣する。

### (3) 未然防止

- ・教員の意識改革を図るために、「人権教育プログラム」（平成25年3月 東京都教育委員会）や「人権教育推進資料」（平成25年3月 中野区教育委員会）等の教材を活用し、校内研修の充実を図る。
- ・「いじめ防止カード」や「子ども110番」ポスターを活用し、児童・生徒、保護者及び地域に対し啓発を図る。

### (4) 継続的な対応

- ・学校いじめ対策委員会を設置し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともに、認知されたいじめに対しては組織的・継続的に対応を図る。

### (5) 「いじめ防止対策推進法」との関連

- ・平成25年9月に政府から施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、各校においていじめ防止に向けた基本方針を策定し、確実に実施するよう指導している。